

原子力災害時避難誘導マニュアル  
(複合災害を考慮したもの)  
(案)

(平成18年12月作成)

平成22年 月修正

柏 崎 市

## 目 次

第1章 基本的事項	1
1 原子力防災活動に当たっての注意	1
2 住民防災活動の要点	1
3 児童・生徒等への防災対策	2
4 屋内退避	3
5 コンクリート屋内退避所又は避難所への避難誘導	4
6 避難所での避難維持活動	7
7 避難所での救護活動	7
8 住民避難指示の解除時の帰宅誘導	7
9 災害対策本部との通信連絡	7
10 災害対策活動終了時の処置	8
第2章 発電所から半径2km圏内の住民等の避難誘導	9
1 発電所から2キロメートル圏内の地域及び施設	9
2 初期活動	10
(1) 防護活動の内容	10
(2) 市職員の避難誘導に係る担当の準備	10
(3) 広報(広報班)	11
(4) 避難用車両の準備	11
(5) 避難所等の準備	12
(6) 交通規制	13
(7) 消防部出動態勢	13
3 応急対策	13
(1) 屋内退避時	13
1) 滞在者用退避所	
2) 現地広報及び警戒巡視	
3) 荒浜保育園	
(2) 避難指示時	14
1) 集合場所	
2) 避難誘導と避難の確認	
3) 要援護者支援	
4) 荒浜保育園	
5) 観光客等滞在者	
4 広報文(防災行政無線)	17
(1) 警戒広報	17
(2) 屋内退避指示時	17
(3) 避難指示時	18
資料(省略)	
1 区域別(方位別・距離別)世帯数・人口の集落別内訳	
2 コンクリート屋内退避計画	
3 避難計画	
4 様式類(共通:一般防災用と共通)	
様式1 避難者名簿(共通)	様式2 被災地住民記録票
様式3 収容避難者名簿(共通)	様式4 避難所状況報告書(共通)
様式5 災害情報連絡・処理票(共通)	様式6 主食依頼伝票(共通)
様式7 物資依頼伝票(共通)	様式8 物資管理簿(共通)

## 第1章 基本的事項

### 1 原子力防災活動に当たっての注意

原子力防災活動は、自然災害の災害対策活動と共通或いは類似して行えるものがあるが、原子力災害特有の配慮が必要なものもある。

例えば、自然災害の場合は災害の程度を自分で判断して行動できるが、原子力災害の場合は放射線による被ばくを五感で感じることができず、自分で災害の程度を判断することができない(但し、放射線測定器を用いれば、放射線の量を測定することができる)。

従って、原子力防災活動は通報連絡や広報による情報を元に対応することになる。その情報を適切に判断し、対応するためには基礎的な原子力に関する知識が必要であり、誤った情報や判断によって不必要な混乱が生ずる恐れもあるので、災害対策本部からの情報を良く理解し、冷静に行動し、二次的な災害の発生を防ぐように注意を払うことが重要である。

なお、原子力災害と発電所周辺での大規模自然災害等が複合的に発生した場合(複合災害時)には原子力災害が単独で発生した場合とは異なる対応を採る必要が生じることも想定される。その場合は、冒頭に【複合災害】と記した対応も行うものとする。

#### 複合災害時の本部体制

市原子力災害対策本部は、従来は一般災害とは異なる本部構成・事務分掌としていたが、複合災害時には事務に混乱を生じる恐れがあることなどから、基本的には一般災害と同じ本部構成・事務分掌とし、原子力災害固有・単独の事務についてはその旨を記して追記することとした(例えば、被ばく管理や緊急被ばく医療、放射線モニタリングなどは原子力災害固有の事務。一方、原子力災害が単独で発生した場合は家屋等の被害調査や施設の被害対応などは不要であるため、当該事務を担当する班は他の班を応援することとした。)

### 2 住民防災活動の要点

住民の被ばく線量が一定のレベル(防護対策指標)を超える恐れがある場合には、住民を放射線から護るための防災活動を実施する。

住民防災活動は、次の項目からなる。

- a 屋内退避の指示
- b コンクリート屋内退避所、又は避難所への避難誘導
- c 避難所での避難維持活動
- d 避難所での救護活動
- e 災害対策解除時の帰宅誘導

これらの住民防災活動の項目をどのように実施するかは、防災センターにおける合同対策協議会での協議を経て災害対策本部が決定する。原子力発電所で緊急事態が発生し、通報が出されたとしても、このことが直ちに屋内退避や避難と結びつく訳ではなく、あくまでも放射線若しくは放射性物質が外部に漏れて住民の健康に影響を及ぼす恐れのある場合に限られ

る。

どのような防災活動をどの範囲まで実施するかは、環境への放射性物質の放出量・放出率、気象条件、放射線環境モニタリング結果、事故終息の見通し等を考慮して決定される。

防災対策は、「屋内退避」、「コンクリート屋内退避」、「避難」の3通りを基本とする。屋内退避及び退避等は予測被ばく線量等に基づいて災害対策本部において決定される。

屋内退避：自宅や事務所等近くの建物に入り、家屋の遮へい効果により事故により大気中に放出された放射性物質からの外部放射線被ばくを減少させる。その際、窓等を閉め、気密性を高めて外気の流入を防止し、内部被ばくを減少させる。

コンクリート屋内退避：事故による放射線被ばくが大きくなると予想される場合、木造の建物よりも放射線の遮へい効果の優れた近くのコンクリート建物に避難することにより外部被ばくを低減する。その際、屋内退避と同様に窓等を閉め、気密性に配慮することが必要であり、内部被ばくを低減することができる。

避難：事故発生場所から距離を取ることで事故による放射線や放射性物質による影響を低減するもので、原則として発電所から10km圏外の避難所へ避難する。発電所から多量の放射性物質が放出され、長時間にわたって放射線被ばくが予想される場合及びコンクリート屋内退避時に、コンクリート施設が不足する場合に実施される。

#### 【複合災害時】

複合災害時には住民が既に自然災害で被災している場合があること、避難・退避施設が被災或いは自然災害の被災者が既に避難しているなどして使用できない場合があること、避難道路が被災して利用できない場合があること、自然災害対応で要員・器材・車両等が不足すること、情報が錯綜して混乱が生じる恐れがあることなどが想定され、それらの情報を迅速に把握し、それらの点に留意した対応が必要である。

従って、避難については道路状況や車両の手配に時間がかかり、通常の間では防護対策が間に合わないと考えられる場合には10km圏外に避難するのではなく、まずは被ばくを防止するために徒歩などで防護対策の必要の無い隣接区域まで一時的に移動・避難した後、改めて避難することも考えられる。

### 3 児童・生徒等への防災対策 学校教育班、児童福祉班

保育園、幼稚園、学校への事故発生の連絡は学校教育班若しくは児童福祉救助班が行う。特に若年層ほど放射線感受性が高いことから、余裕をみた先行的な避難を行う。

学童等が登校中、若しくは下校中の場合、学校の近くにいるものは学校に収容し、校舎内への屋内退避とし、人員を把握する。

修学時間中の場合は、学童を校舎内へ収容する。

災害対策本部から具体的な防災対策が指示されるまで、上記、 の状況を維持するように学校へ伝える。

災害対策本部からコンクリート屋内退避指示が出た場合、学校がコンクリート屋内退避施設に指定されている場合は学校内に退避し、指定されていない場合は退避施設へ移動する。

災害対策本部から学童等の避難指示が出た場合は、災害対策本部へ学童等の人員を連絡し、災害対策本部が手配する輸送手段により避難移動を行う。

本部からヨウ素剤服用の指示が出た場合で、ヨウ素剤を服用できない児童生徒がいる場合は本部に指示を仰ぐ。なお、ヨウ素剤の服用について原子力安全委員会は「屋内退避、避難等を補完する対策である」と明記している。

#### 【複合災害時】

校舎が地震等で被災し、使用できない場合は本部の指示する他の公共施設等へ避難する。

#### 4 屋内退避 広報班、救助班、建設班、消防班

災害対策本部から屋内退避の指示が出された時には、

各班は屋内退避対象地域を確認する。

広報班は防災行政無線により下記の指示事項を放送するとともに、対象地域において屋内退避の状況を確認し、屋外にいる人に対して屋内退避を行うよう指示する。

##### 《指示事項》

- a 屋内に留まり、外に出ないこと
- b 対策区域内に外出中の者は速やかに帰宅すること。但し、直ちに帰宅が困難な場合は 最寄りの公共施設本部が指示する避難所に退避すること
- c 対象地域は交通規制されること
- d 全ての窓、扉等の開口部を閉鎖すること
- e 換気扇、エアコン（外気取入れ式）等を止め、外気の流入を防止すること
- f 他の区域は特別な対応は必要ないが、無用な外出は控えること
- g テレビ、ラジオ、防災行政無線等による県や市からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること
- h 流言やデマに惑わされないこと
- i 今後も定期的に広報すること

##### 《その他指示事項：テレビやラジオ等による》

- ・食料品は容器に入れ、フタまたはラップをすること。屋内に保管してある食品は飲食して良い
- ・状況に応じて、次段階の防護対策に備え、携行品の準備をすること

コンクリート屋内退避、避難に備えて準備すべき物品

・ラジオ、懐中電灯 ・現金、預金通帳、印鑑、健康保険証、身分証明書、住基カード等 ・スナック菓子、缶詰、缶ジュース等の非常食 ・着替え（2～3日分） ・乳児に対しては粉ミルク、おむつ等 ・その他必需品

- ・緊急以外の電話は控えること
- ・外から帰ってきた人は顔や手を洗い、うがいをする。また、衣類を着替え、着ていた衣類は指示があるまでビニール袋等に保管しておくこと（放射線物質が放出された場合）

救助避難所班は、一時滞在者等のために屋内退避施設として避難所を開設し、退避者の受け入れをすること。

建設交通班は、警察と連携して対象地域における交通規制を実施する。

消防班は防護対策区域内で屋内退避の広報・確認を行う。

#### 【複合災害時】

自宅が地震等で被災し、屋内退避できない場合は本部の指示する最寄の避難所へ避難する。

## 5 コンクリート屋内退避所又は避難所への避難誘導

救助班、車両・輸送班、広報班、要援護者支援班、消防班

災害対策本部からコンクリート屋内退避又は避難指示が出た場合、救助避難所班は退避・避難所を開設するとともに消防班と協力して住民への広報、避難誘導を行い、避難指示が出た場合、車両・輸送班は避難所への輸送を行う。

なお、避難所への輸送手段については、市所有の車両及び民間バス等で行う。柏崎市・刈羽村内で調達可能な民間バスについては柏崎市・刈羽村で協議して必要な台数を配分する。その上で不足する場合は県本部に輸送車両を要請し、県で必要な車両を調達することとする。

### (1) 避難所への輸送手段 車両・輸送班

避難所への住民輸送は、市所有の車両及び民間バス等で行う。

民間バスの配車配分は、最初に柏崎市・刈羽村内にある民間バス、具体的には「越後交通柏崎営業所」、「越後柏崎観光バス」と「柏崎タクシー」の所有するバスについて、市と村で協議の上、必要な台数を配分する。その上で、不足する場合は新潟県に要請し、新潟県において民間バス、自衛隊車両等を調達し、配車の配分を行う（平成18年9月県に確認済）。

#### 【複合災害時】

複合災害時において輸送道路が利用できない場合は、復旧を優先する又は他の道路を利用、避難先を変更、船舶や航空機など他の輸送手段を確保するなどの対応をする。

また、道路状況や輸送車両等の手配の関係で被ばく防止のための避難に間に合わないと予想される場合には、防護対策区域から放射線被ばくの影響の少ない防護対策区域外へ徒歩などにより移動し、公共施設等に一時的に避難するという応急的な対応についても考慮する。

(2) 避難誘導 救助班、広報班、要援護者支援班、消防班

災害対策本部からコンクリート屋内退避、若しくは避難の指示が出た場合、避難対象区域を確認し、避難の順序、ルート、避難先を確認すると共に、救助班は町内会長、自主防災会長等及び退避所・避難所の管理者に避難所等開設の連絡をする。その際、町内会長、自主防災会長等への連絡員を派遣して連絡を密にすると共に、住民の退避所・集合場所への誘導、退避・避難の確認、退避所・避難所の開設・運営に必要な人員を派遣すること。

退避所又は集合場所までは原則として徒歩で集合するものとする。集合場所までの距離が2km以上又は徒歩での集合が困難な場合は自動車での集合も可とする。この場合、なるべく乗り合わせするようにする。車は退避所又は集合場所から離れた交通の妨げにならないよう係員の指示に従って駐車し、カギは封筒に入れ所有者とナンバーを明記した上で係員に渡して管理してもらおう。

広報班は防災行政無線により放送をする。

《指示事項》

- a コンクリート屋内退避先又は集合場所・避難先
- b 携行品は最小限にすること

コンクリート屋内退避、避難に際して携行すべき物品

- ・ラジオ、懐中電灯
- ・現金、預金通帳、印鑑、健康保険証、身分証明書、住基カード等
- ・スナック菓子、缶詰、缶ジュース等の非常食
- ・着替え（2～3日分）
- ・乳児に対しては粉ミルク、おむつ等
- ・その他必需品

- c 火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉め、ガスの元栓を閉めて施錠し、退避・避難済みの目印として白タオルを玄関外側の目立つ場所に掲げること
- d 原則として徒歩により避難すること、自家用車等は使用しないこと
- e 指示により、口及び鼻をマスク、タオル等で保護し、外衣を着用すること
- f 対象地域は交通規制されること
- g 他の区域は特別な対応は必要ないが、無用な外出は控えること
- h 流言やデマに惑わされないこと、あわてず、落ち着いて行動すること

《その他必要事項》

- ・隣近所にコンクリート屋内退避・避難の指示を確認すること
- ・避難誘導者や退避所・集合場所責任者の指示に従うこと

自宅から退避所又は集合場所までは班単位などなるべくまとまって移動するものとする。この際、消防班の消防団や警察の協力を得るなどして交通事故等に十分注意するものとする。

避難区域内に要援護者がいる場合は要援護支援福祉班の協力の下に支援にあたる（ウ、で記載）。

避難の場合、救助班は配車計画に従い、集合場所、乗車時間を住民に伝え、集ま→た集

合場所において避難のチェックをした上で人から順次、手配された輸送車両で避難場所へ輸送する。

避難に当たっては、家の戸締まり、火の元を確認してもらい、数日間に亘って避難を継続する場合を考慮し、乳幼児、子ども、老人等の身の回り品を持参してもらうように伝える。

ペットは原則として自宅に置き、水やえさを与えておくように伝える。

要検討

避難の場合でやむを得ない場合は、ゲージ等に入れ、ペット同伴のみのバス等で避難することも可とする。この場合、避難所においてはペット専用の区域を設定し、飼い主が責任をもって世話をするものとする。

なお、コンクリート屋内退避の場合は、退避時間が短いこと、退避所においてペット専用区域を確保することが困難であることから、ペット同伴の退避は不可とする。

救助班は対象区域の自主防災組織会長・町内会長責任者と連携して避難者の確認をするとともに、消防班の消防団員等と連携して避難区域内に残っている人がいないかどうか玄関の避難済みの目印である白タオルを参考に確認する。対象地域の避難が完了したら、災害対策本部へ「避難完了」を伝える。

自主防災組織が組織されている町内会等にあっては避難の誘導・確認については自主防災組織が主導的に行うことが望ましい。

### 【複合災害時】

地震等によりコンクリート屋内退避施設が利用できない、若しくは避難のための道路の通行に支障がある、輸送車両の手配に支障があるなどして避難・退避が放射性物質放出に間に合わず、被ばくする恐れがある場合は、被ばく防止の観点から退避・避難区域外へ徒歩などにより移動して、公共施設等へ臨時的に退避し、その後の対応については本部の指示に従うものとする。

### (3) 退避所・避難所の開設 救助班

(詳細については「大規模地震発生時における職員の応急対策マニュアル」内の「避難所開設運営マニュアル」を参照のこと)

災害対策本部からのコンクリート屋内退避・避難指示に基づき、施設管理者に連絡の上、退避所・避難所を開設する。

退避所・避難所においては避難住民の記録(避難者名簿(様式1)及び行動記録票(様式2))を作成する。避難者名簿は家族単位で作成する。行動記録票は対策終了後に回収する。

コンクリート屋内退避の場合は、窓、扉等の開口部を閉め、なるべく窓に近づかないように注意する。

退避・避難状況を本部へ定期的に報告する(様式3、4、5)。



退避・避難住民に対する必要物資の供給、衛生管理に注意する（様式6、7、8）。

本部との連絡を密にして退避・避難住民に対してタイムリーに的確な情報を提供し、常に住民の不安の除去と要求の把握につとめる。

避難所の場合、必要に応じてペット専用の区域を設定し、飼い主に責任をもって世話をさせるものとする。

#### 【複合災害時】

複合災害時にコンクリート屋内退避所が損傷などにより使用できない場合は、避難又は最寄のコンクリート施設に退避するものとする。また、原子力災害と一般災害では住民対応に異なる点があり、混乱を避けるため、避難所を既に他の自然災害による避難者が利用している場合は、分けることが可能なら一般の人と別れて利用、又は他の避難所を用意する。

#### (4) 要援護者の避難誘導 救助班、要援護支援班

救助班・要援護支援班は避難区域内に要援護者がいる場合、必要な援助の内容を把握し、援助グループを編成して避難誘導に当たるものとする。

要援護者の状況により退避所・避難所への退避・避難ができない場合、救急車等の輸送車両、収容施設や病院を手配する。なお、自家用車で退避・避難が可能な場合は自家用車での退避・避難を認める。

従って、自主防災会等ではこれらの内容について要援護者支援台帳を作成して予め把握しておくことが望ましい。

#### 6 避難所での避難維持活動 救助班、商工班

災害対策本部は、事故の状況及び避難状況に応じて避難所への必要な物資の支援を開始する（商工班）。

救助避難所班は避難所への出入りを記録し、不必要な出入りを禁止する。

避難所責任者は、避難所の状況を定期的に、急を要するものはその都度、災害対策本部へ報告・連絡するものとする。また、災害対策本部は定期的に事故の状況等を避難所へ連絡し、必要によりその内容を避難住民へ伝えるものとする。

報道機関の避難所への立入は、避難者の健康や人権に配慮し、制限する。

避難住民の外部との連絡用に専用電話を設置する。

避難者の問い合わせは避難所において作成した避難者名簿により、本部において対応する。

安全が確認されるまで、避難所はできるだけ窓、扉を閉じるなどして外気を遮断した状態を維持する。

#### 7 避難所での救護活動 保健衛生班

災害対策本部は、医師会の協力を得て一般医療用の救護所の設置を決定する。放射線被ばくに関する緊急時医療は、県が設置する緊急医療救護所で行い、市はこれに協力する（保健衛生班）。

#### 8 住民避難指示の解除時の帰宅誘導 救助班

救助班は災害対策本部から住民避難解除の指示が出た場合、要援護者を優先して帰宅支援を行う。

救助班は一般避難住民に事故の終息状況を説明し、本部から指示のある帰宅時の注意事項等を伝えた後、配車計画に基づき帰宅支援を行う。引き続き避難所に留まることを希望する場合は、氏名、住所を確認し、災害対策本部の了解を得た後、滞在を認めることとする。

救助班は避難者名簿により帰宅者を確認し、記録する。

#### 9 災害対策本部との通信連絡 救助班

避難所の責任者は、避難所での状況を定期的に災害対策本部に報告するとともに、支援が必要な事項等について意見を述べる。なお、重要な事項についてはその都度報告する。不明や疑問の点は本部の指示を仰ぐこと。

#### 10 災害対策活動終了時の処置 救助班、各班

避難所から住民が全て帰宅したら、避難所責任者はその旨災害対策本部に連絡し、本部から避難所閉鎖の指示を待って閉鎖する。

避難所に持ち込まれた資機材は、市役所の所定の場所に返却する。その際、員数、破損の有無を確認し、修理が必要なもの等はその旨表示する。

各班は活動記録や作成書類をまとめ、災害対策本部へ提出する。

## 第2章 発電所から半径2 km圏内の住民等の避難誘導

原子力発電所は、事故時に放射性物質が敷地外に放出された場合でも、敷地外の周辺住民及び周辺環境に影響を及ぼさないように様々な安全対策が施されている。

しかし、万が一、原子力発電所から大量の放射性物質が放出され、住民が放射線被ばくを受けるような事態（原子力災害）が発生した場合に、最も影響を受ける確率の高い地域は発電所から2キロメートル圏内の地域であり、この地域を原子力防災対策上、重点地域として住民の健康を保護するための避難誘導要領を策定する。

（参考）避難・退避のための初期活動の考え方

柏崎市地域防災計画・原子力災害対策編第3章第5節

市は、県とともに、放射性物質の放出によりその影響が周辺環境に及ぶおそれのある場合は、屋内退避・避難等を含む防護対策を迅速かつ効果的に実施するため、地域住民に対し次のとおり要請を行い、必要に応じて避難所の開設、住民の輸送手段の確保等の初期活動を開始する。

発電所から半径2キロメートル以内の全方位の地域住民等に対し、コンクリート屋内退避又は避難の準備を行うよう広報等を通じて要請する。

### 1 発電所から2キロメートル圏内の地域及び施設（以下、最重点地域という。）

発電所から2キロメートル圏内の地域及び施設は次のとおりとする。

荒浜保育園については、2キロメートル圏外であるが、放射線の影響を受けやすい幼児の安全を優先して確保するために最重点地域に含める。

大湊地区 約20世帯 約50人

内、避難時に特殊車両等を必要とする要援護者 6人

荒浜地区 約130世帯 約550人

内、避難時に特殊車両等を必要とする要援護者 20人

（県道荒浜・中田線から北の地域：荒浜三丁目の一部、四丁目全域）

荒浜保育園 園児 約40人

（参考）

災害時要援護者

~~災害時要援護者とは、災害時等において必要な情報を的確に把握し、避難するなど災害時等における一連の行動をとるのに支援を要する者のうち、次に掲げる在宅者とする。~~

~~一人暮らし、高齢者のみの世帯等で、寝たきり、認知症等により自力で避難することに支障が生ずるおそれのある者~~

~~（具体例）~~

~~ア 介護保険における要介護3から5までの認定者~~

- イ ~~一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び高齢者と児童のみの世帯の者~~
  - ウ ~~寝たきり及び認知症の高齢者~~
  - ~~—— 重度の障害により自力で避難することに支障が生ずるおそれのある身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病者~~
  - ~~(具体例)~~
  - ア ~~身体障害者~~
    - ・ ~~視覚障害 1 級から 4 級までの者~~
    - ・ ~~聴覚障害 2 級及び 3 級の者~~
    - ・ ~~上肢・下肢・体幹不自由 1 級から 3 級までの者~~
    - ・ ~~脳原生移動機能障害 1 級から 3 級までの者~~
    - ・ ~~その他 1 級及び 2 級の者~~
  - イ ~~知的障害者(療育 A 判定)~~
  - ウ ~~精神障害者(1 級及び 2 級)~~
  - エ ~~難病認定者~~
  - ~~—— 上記 及び 一 に準じる者~~
- 災害時要援護者とは、災害時に自力で避難できない者及び避難に時間を要する者などで家族などの援護が望めない者のうち、次に掲げる在宅者を言います。

**【災害時要援護者の範囲】**

一人暮らし、高齢者のみの世帯等で、寝たきり、認知症等により自力で避難することに支障が生ずるおそれのある方

〔例えば、次のような状態の方が該当します。〕

ア 介護保険における要介護 3 から 5 に認定されている方

イ ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯で自力避難することが困難な方

身体障害者、知的障害者、精神障害者で、重度の障害により自力で避難することに支障が生ずるおそれのある方

〔例えば、次のような状態の方が該当します。〕

ア 身体障害者程度等級表の 1 級又は 2 級に該当する方

イ 視覚障害の 3 級又は 4 級に該当する方

ウ 聴覚障害、上肢・下肢・体幹不自由、脳原生移動機能障害の 3 級に該当する方

エ 知的障害の程度が重度(療育 A 判定)の方

オ 精神障害で 1 級又は 2 級に該当する方

厚生労働省が定めた特定患者のうち、自力で避難することに支障が生ずるおそれのある方

日本語に不慣れな在住外国人

妊婦及び乳幼児

上記 から までに準じる者であって、自主防災組織、町内会が認める方

## 2 初期活動

### (1) 防護活動の内容

市は、次のとおり防護対策を実施することを念頭に初期活動を開始する。

放射線や放射性物質の影響が発電所敷地内に留まると判断されるものの、念のために予防措置を講じる場合は、屋内退避とする。

放射線や放射性物質が発電所周辺環境に影響を及ぼすと判断される場合は、避難とする。

(2) 市職員の避難誘導に係る担当の準備

事故の進展状況により、防災センターにおいて避難に備えた準備を行うよう指示があった場合、市災害対策本部が必要と認めた場合は、予め下記のような準備を行い、避難勧告が決定された場合、即座に対応できるよう派遣・担当職員の選任・編成するとともに、必要な資機材・資料・車両の準備、関係機関等への連絡などをしておくこと。

- ・対策区域の住民登録者名簿の準備（市民生活部救助班）
- ・職員等が必要な車両の手配（財務部車両・輸送班）
- ・避難所における救護所開設の準備（福祉保健部保健衛生班）
- ・住民輸送のための配車計画（財務部車両・輸送班）
- ・警察の行う交通規制のための準備（都市整備部建設班）
- ・集合場所及び避難所管理者への連絡、現地広報担当の編成（市民生活部救助班）
- ・消防団の現地広報、避難誘導対応体制確立（消防部総務班）
- ・現地広報、避難誘導班の編成（消防部消防班）

(3) 広報 総合企画部広報班、産業振興部観光班

最重点地域住民に屋内退避及び避難の準備を要請する。

最重点地域の事業所には、屋内退避及び従業員等の帰宅準備を要請する。

海水浴客等観光客へには、帰宅の準備を要請する。（産業振興部観光班）

(4) 避難用車両の準備 財務部車両・輸送班

大湊地区	市所有マイクロバス 2 台及び市公用車
荒浜地区	民間バス 1 1 台
荒浜保育園	民間バス 1 台

（連絡先：柏崎タクシー）

市公用車、タクシー及び福祉車両の保有状況

- ・市公用車 6 6 台
- ・タクシー 9 8 台
- ・救急車 6 台（1 1 9 番通報）
- ・ストレッチャー及び車いす対応車（福祉施設及びタクシー会社所有）H18.4.1 現在（台）

	担架・車いす両対応	車いすのみ	担架のみ
福祉施設	4 1	3 6	5
タクシー	2	2	

#### 【民間バスの市・村の配車配分について】

民間バスの配車配分は、最初に柏崎市・刈羽村内にある民間バス、具体的には「越後交通柏崎営業所」と「柏崎タクシー」の所有するバスについて、市と村で協議の上、必要な台数を配分する。その上で、不足する場合は新潟県に要請し、新潟県において配車の配分を行う（平成18年9月県原子力安全対策課に確認済）。

仮に避難の指示が2km圏内に限られる場合を想定して必要な民間バスを試算すると、柏崎市は「柏崎タクシー」所有のバスにより配車計画を策定し、刈羽村は「越後交通柏崎営業所」所有のバスにより配車計画を策定することで対応可能となる（2km圏内の住民登録人口）。

- ・荒浜：約550人 50人乗り11台
- ・刈羽：約1,120人 50人乗り23台

#### 【参考：避難所要時間】

仮に柏崎市における避難の指示が最重点地域に限られる場合は、上記のように柏崎市は「柏崎タクシー」所有のバスで避難の対応が可能となる。

以下のような条件で市マイクロバスと柏崎タクシー所有のバスを利用して大湊地区、荒浜地区の最重点地域の住民の避難に要する時間を試算すると次のようになる。

条件：・避難区域は2km圏内のみ

- ・住民は全て在宅、事業所は含めず、バスでの避難可能  
(要援護者は別途搬送)
- ・柏崎タクシーで対応可能なバスは全て柏崎市で使用可能
- ・事前にバスを手配済みであり、要請があればすぐに出動可能な状態
- ・通過する道路に渋滞や障害はない
- ・住民の携行品は事前に準備済
- ・乗車時間は1台当たり5分
- ・集合時間は、最長で荒浜30分、大湊15分
- ・集合場所での避難チェックは乗車時間や集合時間に含まれる

大湊(50人):市マイクロバス 2台 28人・25人乗り及び市公用車  
市役所 大湊集会場(20分:集合済)+乗車(5分×2台) 石地コミセン(20分)  
計 50分で避難完了

荒浜(550人):柏崎タクシー所有バス 11台 50人乗り  
柏崎タクシー 広報センターor 荒浜コミセン(15分:一部集合済)+乗車(5分×11台) 鯨波コミセン(20分)

計 90分で避難完了

実際には、車両の手配状況、道路の混雑状況、住民の在宅状況などによって所要時間は変わってくることになる。

また、バスで避難できない、又は、病院や施設へ避難しなければならないなどの災害時要援護者については、予め把握し、別途車両を用意するなど別の対応を行う。

(5) 避難所等の準備 **避難所班・救助班・住民対策班・物資調達班・総務班**

市民生活部総務班は自主防災会長（町内会長）へ必要な内容を電話で伝える（何時何分に避難勧告が発令、対象地域、集合場所、避難所、広報時間等）。救助班は荒浜保育園長へ同様の指示をする。

荒浜町内会長

大湊町内会長

荒浜保育園

電話 22 - 4592

避難所開設準備を行うとともに自主防災会長（町内会長）との連絡員を派遣する。

荒浜保育園に連絡員を派遣する（救助班）。

連絡員は事故の状況、事故への対応状況等を説明し、その後の本部からの情報や指示を伝えると共に、現地の状況を本部へ連絡する。避難への避難が完了し、避難所責任者に引き継ぐまで業務を行う。

【避難所】

大湊地区 石地コミュニティセンター 電話 47 - 2352

（【複合災害時】県が手配する長岡方面の避難所）

荒浜地区 鯨波コミュニティセンター 電話 22 - 7174

（【複合災害時】県が手配する上越方面の避難所）

荒浜保育園 鯨波コミュニティセンター 電話 22 - 7174

（【複合災害時】県が手配する上越方面の避難所）

(6) 交通規制 **建設交通対策班**

県警察と連携して交通規制計画実施の準備を行う。

(7) 消防部出動態勢（消防団含む） **消防部総務班、消防班、避難所班**

待機場所を「柏崎原子力広報センター」（電話 22 - 1896）として出動態勢を取る。

併せて**救助避難所班**の現地広報担当も集合する。

現地広報、避難誘導、避難確認の担当割り振りなどについて消防団を中心として行う。

### 3 応急対策

対策本部の決定に基づき、初期活動の延長として応急対策を実施する。

#### (1) 屋内退避指示時

##### 1) 滞在用退避所 救助班

滞在用等に備えて、下記の集合場所を滞在用退避所として開設し、救助避難所班担当者2名を配置する。

退避所においては、出入り口や窓等を閉め、換気扇等を止める。

退避してきた人の住所・氏名等を把握し、退避所の状況を本部へ連絡する。

なお、屋内退避の人が退避してきた場合は、受け入れるものとする。

本部からの屋内退避解除の指示により、退避者が全て退去したら、本部にその旨を連絡し、許可を受けた後、退避所を閉鎖する。

##### 滞在用退避所

大湊地区          大湊集会場（大湊町内会長）

荒浜地区          荒浜コミュニティセンター    電話 22 - 3702

##### 2) 現地広報及び警戒巡視 救助班、消防部総務班、消防班

- ・現地広報担当（救助避難所班、消防部総務班、消防班）は、区域内を巡回して屋内退避するよう広報するとともに、屋外にいる人に対して速やかに帰宅し、屋内に留まるよう、又は区域外へ退避するよう指導する。
- ・滞在用等で区域内での屋内退避を希望する場合は、滞在用退避所に退避するよう指示する。
- ・事業所に対しては屋内退避指示又は従業員を帰宅させるよう指導する。

##### 3) 荒浜保育園 救助班、児童福祉班

保育園開設時に屋内退避が決定された場合、保護者に連絡して園児を帰宅させる。帰宅が困難な園児については保育園内での屋内退避とし、屋内退避措置が解除されてから、帰宅させる。

#### (2) 避難指示時

##### 1) 集合場所 救助班

集合場所担当者（救助避難所班）は、予め集合場所の施設を開けておく。

##### 集合場所

大湊地区          大湊集会場（大湊町内会長）

荒浜地区          荒浜コミュニティセンター    電話 22 - 3702

（避難用車両は県道荒浜中田線に海に向かう方向で集結する。）



## 2) 避難誘導と避難の確認 救助班、消防部総務班、消防班

原子力災害による避難の場合、避難区域内の住民、従業者、滞在者等の全てが避難することになり、全て避難したかどうかを確認する必要がある。

現地における避難誘導は、消防団が中心となって広報担当が引き続き実施するものとする。班編制は、地域の状況を承知している地元消防団員を最低1名含める。

全員避難したかどうかの確認は下記により行い、確認結果を町内会長及び集合場所責任者へ、さらに本部へ伝える。

### 荒浜地区の住民避難の確認方法

「班」単位でまとまって避難し、集合場所で区長が避難状況を取りまとめ、最終的には町内会長がとりまとめる。

各世帯で避難済の目印として「白タオル」を玄関等に表示し、消防団等がローラーで確認し、目印のない世帯について玄関を開けて残っているかどうか呼びかけるなどして確認する。なお、確認する区域は住宅地図により予め割り振り、確認漏れのないようにすると共に確認の際は住宅地図にチェックを付ける。

### 大湊地区の住民避難の確認方法

「班」単位でまとまって避難し、町内会長が避難状況を確認する。

消防団等が一戸一戸確認する。

#### 【参考：住民避難確認に要する時間】

荒浜の最重点地域は約190世帯ある。これを消防団等により、タオル等による避難済表示により一戸一戸避難確認をする場合に要する時間を試算する。

平成18年9月に荒浜地区原子力防災訓練において、5・6区46世帯を避難済の目印掲示により地元消防団2名で避難確認を行うのに要した時間は約10分であった（避難済の場合は玄関等に白いタオルを掲げているのでそのままとし、掲示の無い場合は玄関で声をかけるなどして避難の有無を確認した）。

条件 確認世帯数 190世帯

確認班数 2班(2人1組): 最低の班数

45世帯確認の所要時間 15分

(荒浜の最重点地域の内、大半を占める海岸側は家屋が隣接しているが、砂丘側はやや分散していることから多少余裕を見る)

確認を要する時間は

$15分 \times 190世帯 \div 46世帯 \div 2班 = 31分$

となり、30分程度で確認が可能。

なお、大湊は約20世帯であり、仮に1班2名で各戸を回って確認しても10分程度で確認可能。

### 3) 要援護者支援 要援護支援班

災害時要援護者名簿により、要援護者の住所・氏名、避難先(避難所、施設、病院)、避難手段(徒歩、車いす、自動車、特別な車両等)などについて予め把握しておき、それに基づいて避難させる。

名簿台帳は、自主防災組織(町内会)、民生・児童委員、消防団、市防災・福祉部局災害対策本部等が保有する。

消防団等による現地の避難誘導の際は、要援護者名簿に基づき、要援護者及び妊産婦・乳幼児などの避難を優先的に確認する。

自家用車により退避・避難が可能な要援護者は、予め要援護者名簿に登録の上、自家用車により避難する。

### 4) 荒浜保育園 救助班、児童福祉班

荒浜保育園の避難は最優先で行う。

民間バス1台で園児を鯨波コミセン(【複合災害時】県が手配する上越方面の避難所)へ避難させ、避難所において保護者に引き渡す。

児童福祉救助班は保護者に対して園児は鯨波コミセン(【複合災害時】県が手配する上越方面の避難所)へ避難させ、そこで引き渡す旨連絡する。

### 5) 観光客等滞在者 広報班、救助班、消防部総務班、消防班

避難指示時に滞在している者に対しては、早急に対策区域外へ発電所とは反対方向へ向かう経路で退去するよう伝える。

住民とともに避難を希望する者に対しては、集合場所へ集合し、避難するよう指示する。

### 6) 避難ルートについて

基本的には避難計画で予め定めた最短の主要道路を通るものとするが、荒浜地区の場合、市街地を通過することから、渋滞が予想される。その場合は市街地を迂回するルートを採用する、或いは渋滞箇所を回避できる他の避難所へ避難するなど、臨機応変に対応する。複合災害時にも同様。

これ以降の避難所における対応は第1章 基本的事項によるものとする。

#### 4 広報文（防災行政無線）

最重点地域における初期活動（警戒広報）から応急対策（屋内退避、避難）までの防災行政無線による広報文は、以下のとおり。

広報車による現地広報はこの広報文に準じる。

##### （１）警戒広報

（チャイム）

こちらは、広報かしわざきしです。原子力発電所の状況についてお知らせします。

（本部設置後：柏崎市災害対策本部から原子力発電所の状況についてお知らせします。）

原子力発電所の事故は、まだ、収まっていますが、現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。

大湊地区、荒浜四丁目及び荒浜三丁目の一部のみなさんは、今後の事故の状況により屋内退避又は避難が想定されることから、無用な外出は控え、自宅に留まり、今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

この区域内の事業所のみなさんは、従業員の帰宅準備をお願いします。

この区域内に滞在している旅行者等は、帰宅準備をお願いします。

その他の区域の皆さんは、特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控えて今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上繰り返し）

こちらは、広報かしわざきしでした。

（チャイム）

##### （２）屋内退避指示時

（チャイム）

柏崎市災害対策本部から原子力発電所の状況についてお知らせします。

*[現在のところ、放射性物質の異常な放出はありませんが、万々に備え、]災害対策本部では、次の区域の皆さまに自宅などに退避していただくことを決定しました。*

対象区域は、大湊地区、荒浜四丁目及び荒浜三丁目の内、県道荒浜・中田線から北の地域です。対象区域の皆さまは、今後、指示があるまで家の中に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めてください。

*[外から帰ってきた人は顔や手を洗い、うがいをして下さい。]*

この区域内の事業所の皆さんは、帰宅又は屋内退避して下さい。

この区域内に滞在している旅行者等は、区域外に退出、宿舎に戻る、又は滞在用退避所に退避して下さい。

滞在用退避所は、大湊地区は大湊集会場、荒浜地区は荒浜コミュニティセンターです。

この区域内の交通は規制されますので、警察官や本部派遣員などの誘導、指示に従って区域外に退出してください。

その他の区域の皆さんは、特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控えてください。落ち着いて、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意して下さい。

今後も、およそ15分毎に防災行政無線で事故の状況などをお知らせします。なお、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

(以上繰り返し)

こちらは災害対策本部でした。

(チャイム)

斜体の文は必要により加える。以下同じ。

### (3) 避難指示時

(チャイム)

柏崎市災害対策本部から原子力発電所の状況についてお知らせします。

*[現在のところ、放射性物質の異常な放出はありませんが、万一来てたら備えて]*災害対策本部では、次の区域の皆さまに避難していただくことになりました。

大湊地区のみなさんは、時分までに大湊集会場に集合してください。避難先は石地コミュニティセンターです。

荒浜四丁目及び荒浜三丁目の内、県道荒浜・中田線から北の地域のみなさんは、時分

までに荒浜コミュニティセンターに集合してください。避難先は鯨波コミュニティセンターです。

荒浜保育園は鯨波コミュニティセンターに避難します。

避難所へはバスで移動します。

火の元や戸締まりなどに気をつけて、持ち物は貴重品や着替えなど最小限にして、[マスクや上着を着用して]班毎に歩いてお集まりください。

避難の際は目印として玄関に白いタオルを掲示してください。

この区域内にこの地区内に滞在している旅行者等は、区域外に退出するか、又は、集合場所に集合してください。

その他の区域の皆さんは、避難の必要はありませんが、無用な外出は控えてください。

今後の情報に十分注意し、あわてず、落ち着いて行動してください。

困ったことがありましたら、柏崎市災害対策本部へご連絡ください。

(以上繰り返し)

こちらは災害対策本部でした。

(チャイム)

資料（省略）

- 1 区域別（方位別・距離別）世帯数・人口の集落別内訳
- 2 コンクリート屋内退避計画
- 3 避難計画
- 4 様式類（共通：一般防災用と共通）
  - 様式 1 避難者名簿（共通）
  - 様式 2 被災地住民記録票
  - 様式 3 収容避難者名簿（共通）
  - 様式 4 避難所状況報告書（共通）
  - 様式 5 災害情報連絡・処理票（共通）
  - 様式 6 主食依頼伝票（共通）
  - 様式 7 物資依頼伝票（共通）
  - 様式 8 物資管理簿（共通）